

地方行政委員會議錄第四十四号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 金光 義光君

理事 野村專太郎君 理事 吉田吉太郎君

理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

今村長太郎君 大泉 寛三君

川本 末治君 佐藤 親弘君

前尾繁三郎君 龍野喜一郎君

大矢 省三君 立花 敏男君

八百板 正君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

國家地方警察本部部長 齋藤 昇君

國家消防庁長官 新井 茂司君

總理府事務官(地方自治庁次長) 鈴木 俊一君

總理府事務官(地方自治庁公務員課長) 佐久間 彌君

委員外の出席者

國家地方警察本部警視長 柴田 達夫君

國家消防庁事務官(總務部長) 横山 和夫君

局總務課長 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

オペラの入場税減免に関する請願(野村專太郎君紹介)(第二六四〇号)

学校建築費及び公営住宅建築費起債認可等に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六五七号)

市庁舎建築費起債認可に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六五八号)

地方税法中電気ガス税の非課税範圍縮小に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六五九号)

地方税法の一部改正に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六六〇号)

五大市の区選管理委員会廃止反対に関する請願(門司亮君紹介)(第二六六一号)

特別市制反対に関する請願外六件(早稲田柳右エ門君紹介)(第二六六二号)

特別市制反対に関する請願(田中啓一君外一名紹介)(第二六七七号)

道路交通取締法の一部改正に関する請願(門司亮君紹介)(第二六七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

公述人の選定に関する件

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、内閣提出第二二二二号)

地方公務員法の一部を改正する法律案、内閣提出第一四二二号)

消防組織法の一部を改正する法律案、内閣提出第一八六号)

警察法の一部を改正する法律案、内閣提出第二一九号)

○金光委員長 開会いたします。この際、公述人選定の件についてお諮りいたします。すなわち来る十九日午前十時より地方自治法の一部を改正する法律案について、公聴会を開催することになっておりますので、その公述人を選定したいと思ひます。その公述人を、馬場幸子君、市政調査会常務理事田辺定義君、評論家山浦貴一君、東京都職員労働組合副委員長原島照房君、東京大学教授杉村章三郎君、立教大学教授藤田武夫君、嶺山政道君、日本自治団体労働組合総連合副委員長泰平国男君、東京都副知事春彦一君、東京都議會議長菊池民一君、新宿区議會議長原田要一君、大田区長代田朝義君、以上の方々を公述人に選定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○金光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○金光委員長 警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。木村法務總裁。

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 犯罪統計及び犯

罪鑑識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識」の二 内閣總理大臣の指示に改める。

第十一条に次の一項を加える。

國家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一条の規定による指示に関する事務を処理する。

第十二条第二項中「國家公安委員會」を「内閣總理大臣」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の場合においては、内閣總理大臣は、國家公安委員會の意見を聴かなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、内閣總理大臣が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の場合においては、内閣總理大臣は、特別区公安委員會の意見を聴かなければならない。

第五十二条の三 特別区の存する区域における自治体警察に要する経費は、都の負担とする。但し、国庫は、予算の範圍内においてその一部を負担することができる。

第五十三条中「前二条」を「前四条」に改める。

第六十一条の次に次の一章を加える。

第六章の二 内閣總理大臣の指示

第六十一条の二 内閣總理大臣は、

特に必要があると認めるときは、國家公安委員會の意見を聴いて、都道府県公安委員會又は市町村公安委員會に對し、公安維持上必要な事項について、指示をすることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際國家地方警察本部長官又は特別区の存する区域における自治体警察の警察長の職にある者は、改正後の警察法の相當規定により、それぞれその職に任命されたものとみなす。

○木村國務大臣 今回提案いたしました警察法の一部を改正する法律案の提案の理由並びに法案の内容につきまして申し上げます。

御承知のごとく、現行警察法のもとにおきましては、國家地方警察は、内閣總理大臣の所轄のもとにある國家公安委員會の行政管理及び都道府県公安委員會の所轄のもとにある都道府県公安委員會の運営管理にまかせられ、また、自治体警察は、もっぱら当該公安委員會の管理に服するものとされ、政府と警察との關係は、國家非常事態の際に、全警察が例外的に内閣總理大臣の指揮のもとに置かれることとなつてゐるのであります。

国内治安については、政府がその最終の責任者でありますことは、いまさら申し上げるまでもありません。従つて、この際、警察行政に関する内閣の

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

第一類第三号 地方行政委員會議錄第四十四号 昭和二十七年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員會議錄第四十四号 昭和二十七年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員會議錄第四十四号 昭和二十七年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員會議錄第四十四号 昭和二十七年五月十四日

第一類第三号 地方行政委員會議錄第四十四号 昭和二十七年五月十四日

責任を明らかにすることは、治安の確保の上に特に重要と考えましたので、今回、次のような改正を行うことといたしました。すなわち第一に、国家地方警察本部長官は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いてこれを任免することとしたしました。

第二に、特別区の警察は、その特殊性にかんがみ、特に政府と緊密な関係を保持せしめる必要があると考えますので、その警察長は、内閣総理大臣が、特別区公安委員会の意見を聞いて、これを任免し、また、特別区の警察に要する経費の一部は予算の範囲内において、国が負担することができるといたしました。

第三に、内閣総理大臣は、特に必要があるとき、国家公安委員会の意見を聞いて、都道府県公安委員会または市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができるとし、この場合における内閣総理大臣の指示に関する事務を、国家地方警察本部として処理せしめることとしたしました。

最後に附則として、この法律施行の際国家地方警察本部長官または特別区警察の長の職にある者は、改正の相当規定により、それぞれその職に任命されたものとみなすこととしたしました。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその内容の概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○金光委員長 次に消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。木村法務総裁。

消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

第三條中「長官」を「本部長」に改め、同條第三項中「庁務」を「部務」に改める。

第五條第一項中「消防研究所及び管理局を置く。」を「消防研究所を附置する。」に改め、同條第二項中「所長一人、局長一人その他所要の職員」を「所長その他所要の職員」に改め、同條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

第三十一條第一項中「国家消防庁」の下に「、国家消防本部」を加え、「第一項」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際、国家消防庁の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、国家消防本部の職員となるものとする。

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

4 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二項、第

二十條第一項並びに第三十五條第二項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

5 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第三十五條第一項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

6 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

○木村國務大臣 ただいま上程になりました消防組織法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今次の行政機構改革の一環といたしまして、国家消防庁についてその名称を変更するとともに、内部組織を簡素化する等の必要から、国家消防庁の設置法である消防組織法の一部を改正する必要がある、政府といたしまして検討の結果成案を得ましたので、ここに提案いたしました次第であります。

改正のおもな点を申し上げますと、次の三点に要約いたします。

第一に、国家消防庁は、総理府の外局であります国家公安委員会のもとに置かれるものであります。国家行政組織法上の外局ではありません。従いまして庁という名称を用いることは適当ではありませんので、これを国家消防本部に改め、その長である長官を本部長に改めようとするものであります。第二に、内部組織を簡素化するた

め、管理局を廃止いたしますとともに、消防研究所を国家消防本部に付置することとあります。

第三に、以上の改正に伴つて関係法律中の字句の整備をはかることとあります。

なお、この法律が成立しました場合、国家消防庁の職員である者は、別に辞令を発せられませんが、同一の勤務条件をもつて、国家消防本部の職員といたすこととしております。

以上が本改正法案の主要な内容であります。行政機構改革の趣旨を了とせられまして格別の御審議を賜へられ、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○金光委員長 本案に対しては、次会より質疑をいたすことにいたします。

○金光委員長 地方公務員法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑を許します。床次君。

○床次委員 市の方におきましては従来人事委員会を置くことになっておつたのですが、今度第七條の三項の改正におきましては、十五万以下の市に對しましては公平委員会を置くことになつておるのであります。すでに置いた市がたしか一市あるという説明であつたのであります。すでに置いているものをいってこれを廃して公平委員会とする必要はないのじやないか、特にこれを規定をもつて改正しなければならぬという強い理由があるかどうか伺いたいのであります。現在通りで置きましたも大したことはないのじやないか、むしろ地方自治という立場から言へば、適切な運営を行つておいて、しばらく様子を見ていいのではない

かと思ひますが、今すぐこの法規を改正する理由はどこにあるか伺いたたいです。

○佐久間政府委員 お尋ねの点は一応ごもつとも思ふのでございますが、今回の地方公務員法の改正の趣旨が、大臣の提案理由の説明でも申し上げましたように、地方行政の機構を簡素化しようという内閣の一貫した考え方から出ておるのでございまして、この人事委員会の設置の状況を見て参りますと、先ごろ申しましたように、市には全部設置できる建前にはなつておりますけれども、現在設置いたしておりますのは、人口十五万未満のところにおきましては延岡一市であるのであります。なお東京都の三鷹が設置をいたしておつたのでございまして、これは設置後の運営の状況がうまく行かなかつたように聞いておりますが、本年の四月一日から廃止になつたような状況でございまして、従いましてこの行政簡素化の趣旨を人事委員会を設置する本来の建前をそこなわないで、どの程度で調整をいたしまして制度化するかという観点からいたしました場合に、一応人口十五万という線を切つた次第でございまして、地方自治の上から行けば、置いておるところはそのまま置かしておいてもいいではないかというお尋ねの趣旨は、一応ごもつともでございますが、そのような考え方からいたしまして、政府といたしましては一応このような提案をいたしました次第でござい

ます。○床次委員 たつた一つしかないのであれば、廃止してもいいじやないかという理由のようではあります。元来公務員法自体、特に人事委員会の活動とい

わめて望ましいと考えているのであります。ただ現在までの状況を見てみますと、これは本年の一月三十一日現在の調べでございしますが、全国で未設置の、公平委員会を置くことになっておりますが、まだ設置されておりませんところが三百三十町村ばかりあるのございします。なぜ設置をしてないかということをいろいろ調査してみますと、どうも小さな町村で公平委員としての適任者が得られないというようなことでありますとか、あるいはいつ事があるかわからないのに、わざわざそういう機構を単独につくっておくというほどの必要が感じられない、むだだというような事情のものが多いようであるのであります。従いまして私どもといたしましては、各町村がそれぞれ単独の公平委員会を持ちますことが

望ましいものではありませんけれども、どうかと申しまして単独で置くようにというのを法律で強制しておりましたも、ただいま申しましたような状況で、なか／＼設置されたいということになりますと、何かもつと合理的な便法を考えてやつて、そうしてその町村の職員の利益の保護に遺憾のないようにする必要があるのでないか、こういうふうな考えを申して、すでに地方公務員法には一番最初の現行法におきまして、共同設置の方式が認められておつたのでありますが、さらにこの都道府県の人事委員会に委託をして、処理できるという道を開いたのであります。従いましてこの改正の趣旨は、先ほど御質問のございましたように、当該町村の職員の利益の保護のために、かえつて不十分な措置になるというようないふことはございせん、現在なかなか適切な措置が講ぜられていないような地方団体に對しまして、そういうような措置が講じやすい道を開いてやつたのだ、そのようなところに改正の趣旨があるのであります。

○立花委員　しかし結果からいいますと、ないよりもある方が悪いような結果になるんじゃないか。非常に事情がよくわかつて公正な判定ができる機関があれば、それに越したことはないのですが、それがないからといって、非常に適当でない裁定をやるおそれのあるところへ持つて行くような道をとることは、これはかえつて親切のようで結果としては悪いんじゃないか。しかも現在の地方自治体の状態から見ますと、おそらくこういうものは置かなくなるようなことが当然予想されます。ほとんど全部が府県の人事委員会に委託するといふような道が出て来るのじゃないかと思ひますが、そうすればやむを得ず府県の官僚的な人事委員会に、自分たちの問題を持ち込まなければならぬ。そこでまず／＼公平ではないと知りながら、裁定が出て来るというふうな結果になるんじゃないかと思ふ。それから現在の事情からいふことが出たのだと言われましたが、適任者がいないから府県の人事委員会に委託するんだというところはやはり納得できませんので、適任者を見つかるような形を考へるべきじゃないか。あなただと申すのです。府県がつくつておるからそこへ委託すればいいんだというふうな形で人事を考へるのではないに、適任者が得られるかというところを、民主的に解決するといふ道を開くべきじゃないか。適任者がいないからあり合せのもので間に合はすというのでは、公正を欠くのではないかと思ふのです。その点で他に方法をお考へになつていないのかどうか、こういう間に合せて済ませようとしておるのかどうか、これをひとつ承りたい。

それからもう一つは、小さい自治体ではいつ事件が起るかかわからないから、公平委員会あるいは人事委員会と、公平委員会あるいは人事委員会というふうなものはないかという方がいんだというところを、理由の一つとしてあげられましたが、御承知のように公平委員会あるいは人事委員会、特に人事委員会のようなものは事件があるのを待つてゐるものではないかと思ふ。決して裁判所のような役割を果すだけのものではありせんので、やはり日常ふだんにおいて職員の給与の問題とか労働条件の問題とか、あるいは不当な扱いに對する問題を四六時中調査あるいは研究しておかなければならぬ、そういうことが一つの大きな任務になるものではないかと思ふ。いつ事件があるかわからないから、こんなものはいらないというのでは、あまりに公平委員会あるいは人事委員会の性格を機械的にお考へになつてゐるのではないかと思ふ。特に現在地方公務員に對する非常にひどい労働条件があり、非常に不当な取扱いが行われておることは明らかでございす。たとえば学校の先生の健康状態から見ても、最近結核患者が非常にふえておる。この間の義務教育費国庫負担法の説明の中にもありましたが、地方公務員の健康が非常に害されておるということは、やはり彼らの労働条件あるいは給与条件が非常に劣悪だといふことを示しておると思ふのです。こういう状態のもとにおいて、公平委員会あるいは人事委員会の仕事は、事件が起らないから仕事がないというものでないかと思ふ。そういう点をどういふふうにお考へになつてゐるか。この二つを承りたい。

○佐久間政府委員　前の方のお尋ねでございすが、小さな町村で適任者がなか／＼得られないから、公平委員会を置かないという事情があるならば、むしろ適任者を得られるような方途を講ずべきじゃないか、こういう御趣旨だつたと思ひますが、その点も今度の改正案で考へておりました、それは兼職禁止の緩和の第九條第九項の規定でございす。今まで非常に厳格な兼職禁止の規定がございまして、それが一つには小さな村等におきましては、適当な人間が選出できないという事情でもあつたように思ひましたので、公平事務の公正な執行を阻害しない範圍で、兼職禁止を緩和することにいたしましたのであります。これらの規定によりまして第一條のお尋ねの点については、政府としても考へておるということをお申し上げたいと思ひます。

それから二番目のいつ事件があるかわからないから公平委員会を置く必要はないのだというところは、これは公平委員会を置かない町村がこういうことを申しておるのであります、政府としてそういう考へで公平委員会を置かなくてもいいのだというふうな指導はいたしておるわけではありせん。政府といたしましてはお尋ねの通りか、事件が起りませんでも、絶えず当該地方公共団体の地方公務員の勤務条件につきましても關心を持つておることには、必要なことだと考へております。できればなるべく公平委員会を設置するように、こちらとしては指導はいたしておるつもりであります、ただいかにそれが無理なことをしているやうな事情がありますところには、このやうな道を開いて公務員の利益の保護に遺憾がないようにいたしたい、こういう考へ方をいたしておるわけでありす。

○立花委員　結局、問題は無理が無理でないかといふところへおちついて来るやうですが、無理が無理でないかは、どういふ基準でおきめになるのか。あなたの答弁によりまして、町村にも必要だ、それから事件がなくてもやはり置いておかなければならぬのだと言つておられる。そうであればそれがまず第一で、無理が無理でないかは何を基準にしてお考へになつておるのかわからない。多分財政のことをさしておられると思ふのですが、それならば財政的に無理でないような措置を政府が講ぜられればいいので、政府の方でも必要だと思つておられるものを置かないようにするこの改正の仕方は、明らかに間違ひではないか。無理でないやうになぜできないのか、必要であれば、その無理は克服しなければいけない、必要なものは置くのが原則なので、必要なものであるから無理を克服して行くのだというのならわかるのですが、必要なものがやはり置かないやうにするのだというのは、これは改正ではなくして改悪だと思ふのですが、その点をひとつ明白にしたい。

○佐久間政府委員　先ほど申し上げましたやうに、地方公務員法施行以來約一年になるのでありますが、全国を通じてまだ三百町村余りが、公平委員会を置いてない実情であります。どういふところで何を基準に無理が無理でないかを判定するかというところになると、むづかしい問題だと思ひますが、そういうやうな実際の調査の結果からいたしまして、小さな町村におきましては、かりに今度の改正のように若干兼職禁止の緩和をいたしたといたしましても、やはり村の中で公平委員として適当な人を得ることがむづかしいという事情の残る町村も、相当あるんではなからうかと考へられるのであります。なおこの公平委員会という一つの機関を置くことによりまして、財政的な負担等につきましては、別に財政措置を講ずればいんじやないかというお話を承ります。これはまあ考へられることかと思ひますが、一方政府といた

しましては中央地方を通じまして、行政をある程度簡素化して参りたいという考え方からいたしますと、やはりこういうような道を開いておいて、設置することの困難な事情のある町村におきましては、こういうような方法をとりましてやるという措置をすることが、この際といたしましては適当であろうという考え方をいたしておる次第でございます。

○立花委員 結局簡素化におちついて来たわけですが、そうなりますと、政府の言っている簡素化は非常におかしな簡素化なんです、必要なものさえも簡素化する、これは簡素化じゃありませんので、こういう簡素化には国民はこぞつて反対すると思う。あなたが最初から説明されておられますように、政府はなるべく置きたいのだ、町村にもどうしても必要なんだというのを言っておられながら、そういうものを簡素化するというのであれば、これは決して簡素化の名に値しないので、これはある意図を持った行政の切捨てなんです、こういうことでは国民は納得しないと思う。しかもこの問題は明らかに新しい公務員の人権を擁護する重大な機関なんです、こういうものを簡素化の名において切り捨てて行く、政府が必要と認めておるこういう基本的な新しい制度まで切り捨てて行くというところは、どうも納得できないのですが、その点をどうお考えになつておるか、これを承つておきたい。

○鈴木俊政府委員 だん／＼とお話でございますが、公平委員会を各町村に設けますことは、公務員の利益保護あるいは人事行政の公正を期するといふような見地から必要であると思ひ

まするが、適任者を得られないあるいは近辺の市町村に非常につばな人がそろつて、また運営の非常によく行つてゐる公平委員会があるというふうな場合に、その公平委員会の事務を都道府県の人事委員会に委託するということを認めてもいいのではないかと、これは小学校とか中学校は必ず市町村にも置く建前でありますけれども、そういう重要な教育事務につきましても、これを他の市町村に委託する。こういう教育事務の委託という制度は、早くから定められておるところであるわけでありまして、また今回別途提案をいたしております地方自治法の改正案におきましても、この事務委託の制度を一般的に考へておるのであります。これは簡素化という見地から、あくまでも当該町村が自主的に都道府県の人事委員会に委託することがいいかどうかというのをきめて、委託した方がいいという場合には委託できるという道を開いたにすぎないのであります。建前はあくまでも公平委員会は各町村に置く、こういう建前をとつてゐるわけであります。

○立花委員 きのもう平衡交付金の説明の際に、警官は一人二十万円いるのだということを言つておりましたが、またその割で計算をいたしまして平衡交付金を出しておるのだというところを言つておりましたが、どの町村にも警官はおります。ところが公平委員会等は置かなくてもいいのだ、県へ委託すればよいのだということを言つておるので、まづこれはおかしいのです。建前は町村に置くのだが道だけ開くのだとおつしやられますが、今の状態ではこういう法律が出ますと、ほと

んど町村は置かなくなるということ、これは見え透いておると思うのです。置かなくてもいいものを、置かなくても済まされるものを置けばいいので、特に政府が金を出さないので非常に苦しい財政状態なんだから、別に置かなくてもいいものならば置く必要はない、そういうことになりまして、建前が置くことになつておりました、実際上はこの法律のため

に、ほとんどが県の人事委員会に委託するといふ形が出て来るのは当然だと思ふのであります。そういう現実の問題としてどうお考えになつておられますか。しかもさいせんから、あなたが来られない前から課長と話していたのですが、こういう人事問題のような微妙な問題を、ほかの団体がつくつておる機関に委託して解決してもらふというやうなことは、これは人事問題の公正な解決は期せられない。さつきから言つておりますように、実際問題としてほとんどすべての自治体が、やはり県の人事委員会に委託するといふやうな形、すなわち町村の人事問題が非常に妥当でない機関で処理されるというやうな形が出て来る、そういう法案をな

ぜお出しになるか、もつと適当な方法が私はあるのじやないかと思ふのですが、こういう便宜的な間に合せの法案をなせお出しになるのか。一応公務員の立場から申しますが、地方公務員の人事問題については、より一層慎重に扱わなければならぬと思うのです。さつきから言つておりますが、健康状態の問題から見ましても、給与問題から見ましても、労働条件の問題から見ましても、非常にさんたんたる状態にありま

すので、こういう問題は特に慎重に扱わなければいけない場合、ほかの団体がつくつております機関に委託するといふやうな便宜的な方法をなせおとりになるのか、これをひとつ承りたい。

○鈴木俊政府委員 事務委託というのはあくまでも一つの便法でありまして、また共同設置ということもこれと同じ意味の便法でございます。本来は公平委員会を各地方公共団体は置く、こういう建前のもとに、財政上あるいはその他の理由によつて置くことをみづから適当でないと考えた地方団体だけが、共同設置なり事務委託という方式がとれるように、その道を開いてあるにすぎないのであります。何からこれを強制するわけではないのであります。またたとえば私企業の関係の従業員、労働者につきましては、御承知のごとく地方労働委員会が各府県に一つあるわけでございます。そういうやうなことを考へてみましても、都道府県の人事委員会に委託をいたしました場合に、その人事事務が公正に処理できないという心配はない、かように考えられるのであります。要は地方公務員の利益なり、公正なる人事取扱いが各地方団体において保障せられる、こういうことでありまして、そういう大目的から考へまして、このやうな委託制度をとりましても何ら心配がない、かように政府は考へておる次第でございます。

○立花委員 鈴木君は地方の財政的な困難といふものをあまり見ていられないのじやないかと思ふのです。地方では職員給与も払えないという状態が出ておられます、大水が出て橋が落ちたが、橋がかけられないという状態が出ておられますし、特に学校の問題なん

かでは、子供が寒くても学校が建てられないといふやうな状態も、もう一般化しておりますやうな状態なんです、こういうところで置かなくてもいいものを私は置かざるがよいと思ふのです。だから建前だ／＼とおつしやられますが、実際上これは決して置かれない。そうして府県のそういう人事委員会にまかされて来るということになりまして、これは結局地方公務員の生活を、より一層困窮に導いて行くだろうと思ふのであります。現在の町村に財政的な裏づけをして、必要なものは置くという処置が講ぜられないものかどうか。課長の説明によりますと、財政的には考へられるといふことをさいせん言われたのですが、これは大した金額ではないと思ふのです。この給与表を見ましても、地方の公平委員会の給与等は非常に少額なんです、こういうものを政府が補助いたしましたとしても、私は決して全国的に大した額に上らないと思ふのですが、こういうことを企図されたことがあるかどうか、これを承りたい。

もう一つは適任者がいないということの問題にも関連して参りますが、県に委託するほどであれば、数箇町村が集まつて共同設置の方法も開かれておるのだから、これはやはり民主的に数箇町村のものが、人事委員会あるいは公平委員会を公選してつくり上げて行くといふやうなことも、私は不可能ではないと思ふのです。もちろんこの場合に、この間お出しになりました町村職員組合のやうな天くだりのなものでも困るのですが、ほんとうに政府が地方公務員の生活の問題等を民主的に解決なさろうとするのであれば、数箇町村

○野村委員長代理 起立多数。よつて動議の通り附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に對しまして、字句の整理につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひます。この点御了承願ひます。

○野村委員長代理 この際小委員の補欠選挙を行いたいと思ひます。すなわち消防に関する小委員でありました佐藤親弘君、床次徳二君、門司亮君、立花敏男君、八百板正君、大石ヨシエ君が、それ〴〵委員を一度辞任されておりましたので、小委員がそれ〴〵欠員になつております。この際投票の手続を省略いたしまして、委員長より指名するに御異議がございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野村委員長代理 御異議がないようでございますので、

佐藤 親弘君 床次 徳二君
門司 亮君 立花 敏男君
八百 板正君 大石ヨシエ君
をそれ〴〵消防に関する小委員に指名いたします。

先ほど採択されましたたゞいまの案に對しましては、衆議院規則第八十六条により、報告書作成の件は、委員長に一任することに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野村委員長代理 それではさうにいたします。

○野村委員長代理 この際地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、さらに質疑を続行いたします。

○門司委員 この法案の提案理由の趣

旨が非常に貧弱であつて、これが地方行政の簡素化の趣旨にのつとつていふことになつておりますけれども、大體地方の行政の簡素化を目的とした法案の改正とは、私は思われないのであります。ただこういう委員会を置くことができるのをやめて、そして都道府県の人事委員会、公平委員会に事務を委託することができるといふだけの問題でありまして、

〔野村委員長代理退席、委員長着席〕
これだけが事務の簡素化だということになるのであります。そうなつて参りますと、實際の運営が町村が県の人事委員会に委嘱して、そして公平委員会の事務をとつてもらうということになります。これは少しおかしくはないかと思ひます。中央集権的の行政が今日非常に議論されておりますときに、当然地方の職員の身分その他に關係するものを、県庁にこれを委託し、そして県庁にこれをさしずけてもらうということは、私は行政の簡素化に名をかりた中央集権的の行き方が強いのではないかと思ひますが、

こういう意見が出て参りました。ついで、町村長会、あるいは町村議会等から、何かこういう改正をしてもいいかというふうな要望があつたかどうかというふうなことを、一応聞かして置いていただいたいと思ひます。

○佐久間政府委員 町村会、あるいは町村長会の方からこれにつきまして、反対も賛成の意見も聞いております。ただこの法案が出ます際に、地方自治委員會議の議を経ておるわけでありまして、そこには町村会、町村長会

の代表も出ておりますが、これにつきましての反対等の御意見はございませんでした。

○門司委員 そういたしますと、これは自治庁の独自の案であるというように私は解釈してさしつかえないと思ひますが、少くとも地方のこういう職員

の身分並びに権限に關係をいたしまする法案でありまして、この關係する地方の職員は、かなり大きな問題として取上げられなければならない。ただ単に人事委員会あるいは公平委員会というもののだけの仕事を見て参りますと、私は割合に少いのに、こういう事務的の一つの企画を設けて来ておるといふことは、むしろこれを簡素化するためになくした方がいいという案であるかとも考えますが、事關いてあります公務員の身分に關係する問題でありますので、やはりこういう問題は中央に集権して、そして県が一切のお世話をするという態度は私はよくないと思ひます。これが自治庁の独自の案と

私も解して参りますと、やはり官價の中央集権的な物の考え方から、こういうものが出来て来るのではないかと。さらに今日の地方財政が非常に逼迫しておりますのに、あるいはこういう問題でその地方財政を十分手当をしないで、そしてただちにこれを事務の簡素化ということに名をかりてやられるというところは、これは中央集権的の行政が地方にまで伸びて来ておるといふような感じが私はするのであります。従つてお聞きしておきたいと思ひますことは、これは公平委員会の事務を委嘱しなければ、一体地方にどれだけの経費と、従来どれだけの不便があつたかということについて、もしお

わかりでしたら、ひとつこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 公平委員会の事務を都道府県人事委員会に委嘱するといふ一つの便法を認め、そういう道を開こうというのがこの改正案でございますが、このようないき方は、現在の地方公務員法におきましても、たとえば試験であります、あるいは他の地方団体の人事委員会に委託して試験をやる、こういう制度が、現に地方公務員法十八条にあるわけでございます。またさらに進みましては、委託した場合においては、なおこれは地方団体の試験でございますけれども、国の試験に合格した者をもつて、そのままその地方団体の試験に合格した者と見る、こういうような制度、あるいは他の地方団体の試験に合格した者をもつて、自分の団体の試験に合格した者と見るといふような制度があるものであります。これはやはり一つの便法でございます。これは、やはり考え方としては、こういうような人事の取扱いは、このように、できるだけ公正に行われることが望ましい。従つてそういう設備の完備いたしております国なり、他の地方団体機関に委託して、試験をやらせるといふ制度があるわけでありまして、この公平事務の委託につきましても、やはり根本の考え方は同様でございます。一面事務の簡素化といふ点もあるわけでございますが、これを委託いたしますることによつて、公平事務がより公平に行われるという面もあると考えられるのであります。しかしながらこれは公平事務の委託という、そういう便法をあくまでも認め

たというにすぎないのでありまして、こういうような委託の方式をとるかとならないかは、委託をしようとする地方団体が自主的に決定できるわけでございます。従つてその意味では地方団体の自主性を害することはない、自主性を害しない限度において簡素化の方式を考えた。こういうふうな考へておるのであります。この結果からばどの程度経費が節減できるかというお尋ねでございますけれども、これはこの

任意の一つの方法を開いたわけでございます。はたしてこの結果としてどの程度委託の方式がとられますか、これは予断を許しませんので、これだけの数字が出るということは、遺憾ながらこの席では申し上げかねるのでございます。

○門司委員 そうした提案の理由だといふと、何もここに都道府県の人事委員会に公平事務を委託することができるといふことにしないで、これは他の地方公共団体に委託することができると書いた方が、私は普通のではないかと思ひます。そう申し上げますのは、何も五大都市を含めました県だけが大きいものではございませんで、やはり隣りに市もありますし、どうしてもこの十五万以上の市には人事委員会あるいは公平委員会というものが設置されることになつておりますので、私は何もこれを都道府県に持つて行かなくてもよかつたのではないかと考えますが、ここに私は悪く言えば相当に官僚式的ものの考え方が出て来ているのだ。もう少しあなたの方の説明のようにすれば、他の地方公共団体に委嘱してやることができるといふふうな条文に直しておいた方が、民主的で

はないかと思いますが、当局はどう考
えておりますか。

○鈴木(俊)政府委員 門司さんのお話
の点はごもつとも点があるのをごさ
います。さつきもちよつと申し上げ
たのでございますが、私企業の労働者
につきましても、御承知のごとく、都
道府県単位に一つの地方労働委員会が
あつて、そこで一切の争議の調停、あ
つせんあるいは仲裁ということをや
る、こういう建前になつてゐるのは御
承知の通りでございますが、そういう
ような一つの例もございしますので、
この都道府県の人事委員会というも
のがございする以上は、やはり他の団
体の委員会よりは内容その他充実いた
してゐるであらう——一般的あるいは
比較的申しますならばそういうこ
とが言えると思ひますので、それで
そういうような都道府県の人事委員会
に委託する。こういう案を考えた次第
でございます。

○門司委員 今のお話であります、
なるほど県には労働委員会を持つてお
ります。それでこれをやつております
が、しかしこれとは実には非常に趣を異
にしてゐるわけでありまして、地方の
私企業でありますものは、やはり試験
制の採用で全部の規格を同じように取
扱つてゐるわけではございせんし、
ただ労働者の身分に関するものを取扱
つておりますが、その中にはやはり争
議その他のいろ／＼な問題が労働委員
会で協議されておりました。単に身分
だけではないと思ひます。しかも
それにつきましてもやはりそれ／＼の
団体が推薦の形で、これを構成して
おりました。比較的公平に全部選出さ
れておる委員の諸君で構成されておる。

ところがこの県の人事委員会というも
のは、必ずしもその地方の公共団体の
推薦も受けておらなければ、あるいはこ
れに何ら関与をしておられない。ただ県
庁にあるものについて、それに委嘱して
行くということになつて参りますと、
まつたくこれは、何べんも申し上げる
ようであります。官僚の中央集権で
あり、委員会に一つの権力を与えるこ
とであつて、あまりいいことではない
と私は思ひます。もし当局がそこに
あり固執せられないとするならば、こ
れをもう少しわくを広げて、そして
他の公平委員会あるいは少くとも人事
委員会を持つておるところには、これ
は委託してやれるようにすることの方
が効果的であり、より實際的である。

こう私は考へておりました。もう一つの
理由といたしましては、県庁に一切ま
かせるといふことはいいと思ひます
が、たとえば隣接の町村あるいは隣接
の公共団体というものは、割合に事情
もよくわかつておりますし、同時に立
地条件等も同じものがあると私は考へ
ます。こういう場合裁定をいたします
場合においても、やはり県庁に一つ置
くよりも、むしろこれを自由にその地
方公共団体の裁量にまかせておいた方
が、私は効果的だと考へております
が、その点についてこれを修正しても
一体当局は同意される御意思があるか
どうか。

○鈴木(俊)政府委員 門司さんの仰せ
になりますことも、よく実は了解でき
るところでございますが、神戸委員会
の勧告にもございしますが、都道府
県は市町村の機能の補完的と申しま
すか、補充的と申しますか、市町村の機

能で及ばないところを補う、そういう
ような一つの機能を都道府県の性格と
して持たせるべきである、こういう一
つの勧告があるわけでありまして、この
町村の公平事務を都道府県の人事委員
会に委託するといふのは、そういう一
つの考え方から出発しておるわけでご
ざいまして、十分に自主的な、財政的
能力のある市町村の公平事務を
委託させる場合は、もちろんないわけ
でございしますが、その域に達しま
せんような町村において、しかも自主
的に判断をして、適當なる公平委員会
ができない、こういうようなところで
は、都道府県の補完的な機能に訴え
て、その委員会に公平事務を委託す
る。こういう便法を認めようというの
が、この法案の趣旨であるのでありま
す。他の地方公共団体の委員会に委託
することは、どうかというところでござ
います。それが、それも一つの案だと存
じますが、何ゆゑ都道府県に限定いた
したかと申しますならば、これは先ほ
ど来申し上げましたような理由による
ことでございます。

○門司委員 もう一つ聞いておきたい
と思ひますことは、この人事委員会の
今日までの性格であります。たと
えば一つの例を申し上げますが、たと
都における例の越年闘争か何かのとき
の争議の状態、あれなんかはまつた
く人事委員会がありながら、人事委員
会としての十分な機能が果せられたか
どうか。これはもう各都市にそういう
ことが見られるのであります。県庁に
おいてもやはりそういう事態が見られ
るのであります。当局はこの人事委員
会の制度というものが、まつたく完全
なものであるというふうにお考へにな

つておられるかどうか。さらに人事委
員会自体について検討されたことがお
ありかどうかということ、この点をも
う一つ聞いておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 人事委員会の性
格、職能、組織等につきましては、現状
のままでもいいかどうかという点は、ま
だ私もどの点が具体的にどう悪いと
いふ結論を持つておりませんが、お話
のごとく、この運用その他につきまし
て、問題が全然ないわけではないと私
どもは考へておるわけでありまして。地
方公務員制度自体に關しては、地方
制度調査会におきまして、さらに
検討いたします余地がありません問題
につきましても、十分検討を加えて
いただきたい、かように考へてゐる次第
でございます。

○門司委員 私もう少しつゞ込んで聞
いておきますが、たとえば一つの公共
団体に起りました賃上げ闘争等の問題
が起つて来る。あるいは待遇改善の問
題が起つて来るという場合に、その土
地にありまする人事委員会が、比較的
能力がないという語弊がありましま
うが、今まではなれないせいもあるた
と思ひますけれども、大体影をひそめ
ておつて、そして直接地方公務員と
の取引あるいは交渉というものは市の
首脳部と大行われて来ておつて、そ
うして人事委員会というものは、單
なる意見を聴取する程度のものに終り
がちである。ちやうど国の人事委員会
が勧告しても、一向政府が開かないで
おるというような形がだん／＼出て来
ておるのではないかと考へられるので
あります。これはもう少しこの制度を
完全に生かして行こうとすれば、やは
りこれの勧告権というものが、かなり

強い力を持つようになつて行かないと、
ちやうど国にありまする人事委員会と
同じような形になりはしないかとい
う、危険とまでは言わなくても、危険
の念が實際の問題としてはあるもので
あります。が、これらの点についても今
のお話では別にこう考へていないとい
ふようなお話であります。具体的に
そういうものが出て参るのであります
から、そういうものについて権限のあ
る程度の拡張という語弊があります
が、現実性をこれに持たして行くとい
うようなお考へはこれの際ありません
か。

○鈴木(俊)政府委員 人事委員会が設
置されてから、まだ非常に歳月が
短かわけでありまして、地方公務員
法の定めております人事委員会の機
能自体が、まだ完全に全面的に動き出
して来ていないわけでありまして、そ
ういふようなこともございまして、各
人事委員会の活動は、まだ御指摘の
ごとく十分ではない点があるように、私
どもも見受けておるものであります。法
律上の人事委員会の権限、たとえば地
方公務員法の一種の争議の調停、仲裁
といったようなそういうことを正面に出
しました権限を認めるかどうか、ある
いはお話のごとく給与等についての勧
告権を現在ありますものを、さらに強め
るかどうかということは、一つの問題
であると思ひますけれども、さしあ
たつて現在規定されておるもの地方
公務員法に基く人事委員会の権限につ
いて、十分に機能を發揮するようにす
ることが、まず第一段として必要で
はないかというふうに考へておるので
あります。

○門司委員 問題になりますのは先ほ

どこから申し上げておりますように、これらの問題を解決して行くにいたしまして、どうしても他の人事委員会にいわゆる都道府県の人事委員会に、これは委嘱しておつて、そうして事務を遂行して行くという事は、これは私はきわめて不合理な問題ではないかと考えるのであります。従つて先ほどから申し上げておりますように、むしろこれは委嘱することができたら、地方団体のどこにでも委嘱していただく方が便利だと思ひ、それからさらに根本的に考へて参りますと、委嘱される範囲というものを、やはり私はおのずからこれに限定する必要があるんじゃないか。何でもかんでも一切の人事委員会あるいは公平委員会の権限にまかせてしまふという事は、私は実情に沿わないものが實際上の問題として出て来るのではないかと考へて、事務の簡素化という名前で全然廃止して、そうして他に委嘱しておるという事について、そういふほんとうの事務上の問題が起つて参りました場合に、支障を来すおそれがあるし、ないかと考へるのであります。この点についてどういふことでは一切のものが支障なくやれるというように、当局はお考へになつておるかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 公平委員会の機能は、勤務条件の措置に関する要求の審査、判定と不利益処分の審査、判定、こういう二点でございますが、この二つの事務につきましても、これは他の能力を十分備へておられます府県の人事委員会に委託して処理させるといふことによつて、利益保護において

欠くることはないというふうに、私ども考へておるのであります。

○門司委員 さらに私も一言聞いておきたいと思ひますことは、都道府県の人事委員会に委託することができるといふことにつきましては、私は先ほど他の公共団体に委任するようにしたかどうかという事を申し上げました。たとえば今度きめておられます人口十五万以上の市で、人事委員会を置くようになつておられますが、この人事委員会を少くとも常設いたしておられる。いわゆる十五万以上の市には「事務局を置かないで事務職員を置くことができる」と書いてある。しかし事務局を置くに置かないにかかわらず、人事委員会を設置することができると、今当局がお考へになつておられる。都市におきましては、十分これらの問題を処理し得る力を持つておられる。これを当局はお認めになつておられる。考へる。そういたしますならば、これらのものにも都道府県と同じようなあるいは権限といふべきか取扱いをしても、さらにさしつかえないじやないかというふうに考へるのであります。これについて御意見をもう一点伺つておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 公平事務の委託をいたします機関を、都道府県の人事委員会に限定をしないで、他の大きな都市等の十分能力を備へた人事委員会に委託をするということも認めていいではないかという御趣旨のようでございますが、それらの点につきましては、あると思ひます。政府案といたしましては、先ほど来申し上げましたような趣旨に従つて、立案をいた

した次第であります。

○八百板委員 これは地方公務員というよりは、地方自治全体に關係する問題であると思ひます。この際明らかに見えておられますので、この際明らかにしておきたいと存じます。青森県において日本社会党所属の県議員米内山義一郎君が県会において除名されておるのであります。この理由をいたしまして、米内山義一郎君は県議会において、議事を侮辱するやうな発言をしたという理由にあるやうでございます。その発言の内容は御承知のように、あすは青森県でございまして、畜産関係の人が大分県会議員の中に多いらしいのでございまして、米内山君は、私はあなたの方のように馬喰の代表でない、土建屋の代表でないというやうなことを言つたやうであります。これは議會を侮辱するものであります。この結果米内山君は、一応その発言を取消すといふことでもつて、話をきめたやうでございます。その取消しの際も発言にあつたやうで、今度は、さきには土建屋と言つた言葉を土方という言葉を使つたといふので、それでは謹慎の情を認めるどころか、かえつてさらに侮辱を加えたものである、こういうやうな理由をもつて、とうとう米内山義一郎君は除名にされてしまつたわけでありまして、このことにつきまして米内山議員は、青森地方裁判所に対して訴訟を提起いたしました。係争中でございますが、青森地方裁判所はとりあえず米内山君の申請に基づきまして、除名の除名処分は不当である、こういう理

由に基づきまして、裁判所は除名の除名の効力を停止するといふ決定をいたしましたのであります。これに對しまして昨日、聞くところによりますと閣下は、この問題を取上げまして、この裁判所の決定に對して首相の異議をもつて、何と申しますかこれにたいへん承つておられるやうな態度で決定されたやうに承つておられるやうな問題が、この問題をきつかけたいとしまして、新聞紙上伝うるところによりますと、法務府の見解と自治庁方面の見解との相違があつて、閣議において相当問題になつたといふやうにも伝えられておられるやうな問題が、これは今後の地方自治の運営の上にも、非常に大きな問題であります。ただいま問題になつておられることとありますので、この際大臣よりこの間の事情を明らかにしていただきたいと存ずる次第であります。

○岡野閣務大臣 お答え申し上げます。青森県におきましては御説の通り米内山議員が議會を侮辱したとか何とかの理由で、除名処分を受けたわけでございます。それに対して地方裁判所がその除名処分の執行停止を命じたわけでございます。そこで青森県の県会から自治庁に對してこういうやうな訴えが出て、これは議會の秩序保持のために議會がきめたところの除名を、裁判所が執行停止するといふことに對しては、今後議會の運営をして行くのには不都合であるから、ひとつこれは總理大臣の異議によつて執行停止だけは一応とめてもらいたい、こういうやうな申請があつたのであります。そこで自治庁といたしましては、いろいろ研究の結果、異議会といふものは地方自治の根幹をなすもので

ある。同時にその議會が円満にまた秩序正しく行われるといふことは、地方自治の本旨に沿ふものである。それであればこそ、自治法におきましても、議會内において秩序を乱すといふやうな場合があつた場合には、四つの罰則を設けまして、戒告とか、陳謝とか、出席停止とか、一番ひどいのは除名といふことになつておられます。それでわれわれといたしまして考へますことは、地方の議會といふものは、これはたゞいまも申し上げましたやうに、自治の一番根幹をなす大事な機関でございます。そうして大事な機関の秩序を保つことが、また地方自治の本旨に沿ふわけでございます。秩序を保たせなければならぬ。その意味におきまして、合法的に議會が決定しましたところの決議に對しては、裁判所がその内容に對して、本訴を付けて、そうしてそれがいいか悪いか、それを取消すべきものであるとか、無効であるとかいふやうな判断を、裁判所が判決をもつていたし、それに対しては、われわれは何らの異存もございせんし、またさうであることが、日本の今日の法制上の建前であります。しかしながら、議會の秩序維持に對して執行停止をして、そうして極端に申しますれば、議會の秩序維持の決定があつてもなくともいいという事になります。すなわち死文化するといふことになりまして、今後の自治の運営に非常に悪影響を及ぼすものでございまして、國の最高行政責任者たる總理大臣の異議を申し立てる法的の根拠もございまして、あの執行停止を一応やめてもらいたい、こういうやうなことに昨日決

定したのであります。

○八百板委員 総理大臣の異議の申立てによつて、裁判所の決定がさらに効力を失うという規定は、もちろん法律によつて定められた手続でありますから、これを行はうとするに手続上の違法はないだろうと思つておりますが、いまでもなく、法律というものは固定的なものでございまして、これを実情に合つたように運営するところ、初めて行政官の生きた人間がこれを担当することの意義があるだろうと思つております。ただいま大臣のお話によりますと、地方自治の根本である議会の決議を尊重せられなければならぬという御趣旨、それが民主主義の基礎であるという御意見であります。それはまことにその通りでございます。しかしながら、その地方自治体において行われなされた処分というものが、正当であるか不当であるかという点について、ある程度の判断を下して、こういう傾向は地方自治法を運営する上に助長すべき傾向であるか、それともたまたまなければならぬ傾向であるかという点について、十分の判断を下して、その上で首相の異議を申し立てるべきか、それとも申し立てざるべきであるかという点を決断するものが、当然の生きた行政官の職分だろうと私は思ふのであります。それを機械的に、条文にあるからといって、首相が異議の申立てをして、そうして事實上裁判の決定を無効にするというやうな行為をする、しかもその行為は、いまでもなく単なる出席停止というやうな軽い処分ではなくて、基本的な議員の権利を除去によつて抹殺する

いふやうな行為でありますから、裁判所が決定をもつて、その効力が行き過ぎであるという、そういう仮の決定をした場合においては、一応三権分立の今日の日本の制度のもとにおいて、その司法官のつとめとしての態度を尊重するという態度が、行政官として懸念な態度ではないかというように私は思ふのであります。そういう点について、政府所管の大臣であります岡野さんは、どういふ見解をもつてこの事に当られましたか、この際はつきりお答えいただきたいのであります。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。行政官としての態度といたしまして、これが可であるか否であるかという点に對しては、これはやはり政治上の問題でございまして、判断がいろいろまち／＼でございまして、お説のようなお考えも一応のお説でございまして、しかし、われ／＼といたしましては、その原因がいかにあるかという点に對して、適法であるか違法であるか、もしくはそうすべきものであるか、ないかという判断は、一に司法権に委任しておるわけであります。ただわれ／＼といたしまして考えなければならぬことは、もし懲罰をするという点、すなわち議会の秩序を保つという点でございまして、せぬかという心配がございました場合には、総理大臣としてこれに對して適當な処置をすべきものだと考えております。と申しますことは、本訴はむろん受付けられて、ただいま仰せのごとく、言葉が少々悪かつたらしいので、除名とはひどいじやないかという御議論もありません。これも一応ごもつともでありますから、これがやはり裁判所が受けた理由だろうと思ひますが、しか

しながら、今日の現状といたしまして、日本の裁判は一年や二年でこれが決定をするものではございません。そこで議員の任期と申しますのは、あの御方がつつて議員の任期があるかよく存じておりませんが、少くとも昨年改選されたとすれば、あと三年残つております。しかしながら、除名処分をされて、議会から議席を失われる、これはお気の毒なことではございますが、しかしこれに對して裁判係属中は、あの執行停止によつてその除名の効果が上らない。そして、結局、その後に勝たれてしまつて、結局、その後には勝たれるか負けられるかは存じませんが、もし負けられて、やはり議会の決定の通りに除名処分が確定したということになつたところ、そのときに効果が発するといふやうな点になります。と、除名処分をされるべき筋の人の、やはりあつた一つの執行停止というところの処分によつて、議会の懲罰権というものが、まづたゞ無視されてしまふ。こういうやうな意味におきまして、私は議會がすなわち三分の二の出席、四分の三の多数をもつて決議されたことは、これは合法的と認めます。それに何ら異論もありませんし、調べたところによれば、りつぱに成立しているやうでありますから、除名処分は除名処分として一応生かして、あとは判決にまつてその議會と個人との間のことは決定するといふことにおちつた方は、今の政治情勢並びに自治確立の上において必要ではないか、こう考へて、われ／＼は賛成したわけでありまして、○八百板委員 最終判決があるまで、仮の一応決定をする必要があると

いふ裁判所の判断のもとに、裁判所の執行停止の処分はせられたものと思ふのであります。そういうことになりまして、それによつて、行政官がまたその効力を停止するといふ行為をされたことになつておりますが、一体そういういふ最終判決が待たれる場合において、仮の一応決定をするといふ司法官のつとめと、行政官のつとめと、どうちを尊重するといふのが三権分立の運営の建前であるかという問題になるだろうと思つております。そういう意味において、私はやはり最終判決に至るまで——いつになるかわからぬが、最終判決に至るまでの間に、きまらないうちに實質的な除名をしてしまふといふことは、苛酷だといふ裁判所の判断の結果、つまり除名効力の停止といふ処分をされたものであると考へるのであります。従つて、当然にそういう裁判所の司法権の処置といふものは尊重せられるといふことが、三権分立の建前であり、また同時に地方自治の運営を間違ひなくやつて行く、これをコントロールする一つの作用だろうと私は思ふのであります。もしこういうやうなことが行政官の異議によつて、裁判所の決定いかんにかかわらず、どん／＼されて行くといふことになりますれば、勢いのおもむくところ地方議會におけるいふやうな多数派横暴の勢いを助長することになつて、多数派はどんな失言でもこれを取上げて、どん／＼除名して行くことが出来るといふことになりますれば、やばい、おつしやるやうに、これは地方自治体のいふ秩序を維持するための自治作用ではなくて、むしろ有権者の意思を多数派の横暴によつて抹殺して行くといふ、自殺作用を現にやつておる

ものだと思ふのであります。そういうやうな傾向を助長するやうな異議の申立てを総理大臣がやるということに、私は賛成しかねる点があるわけなんです。先ほど申し上げましたやうに、たとい法律の上には定められておつたものを、運用を通じて救済して行くといふところに、初めて生きた行政官の任務があるのであります。ところが、地方自治を助言せられることこそが、地方自治を助言しておられると私は思ふのであります。こういう見解について、どういふやうにお考えになつておられますか、もう一度お尋ねいたしたいのであります。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは八百板さんと私の見解の相違点だと思ひます。あなたは人権を尊重し、同時に司法権といふものを非常に重く見ておられる、われ／＼も司法権を重く見るわけじやございせんが、地方自治を助言しておられますところの岡野といたしましては、地方の自治が最もよく確立されて行くことが望ましいのであります。そういたしますと、地方自治の機関といたしまして、地方議會といふものは、国の国会に匹敵するもので、一番大事な機関でございまして、その機関が、一人でやつてゐるんじやない、たくさん集まつてやつてゐるのでありますから、やはり議會内において秩序が保たれなければならぬといふことは、一番大事なことであります。その秩序を維持せんがためにこそ自治法におきまして懲罰といふやうな条項も入つております。またそれを受けて議會内において

も秩序維持の規則をきめて、そうして合法的にちやんとその秩序を維持するべく決定をしておる次第でございます。そういったしつぱに懲罰をしまして、もし司法権の介入によりまして、それが司法権の一つの執行停止命令によつて阻止されるといふことになりますれば、私は地方議会というものの秩序が維持できない、すなわち地方議会の存在というものに非常に危険であると感じる、こういうような地方自治を尊重するという建前から、私はこの点において合法的に総理大臣の異議申立てをさせた次第でございます。これは一つ例を申し上げます、こういうことがございました。除名でございますから、あるいは御本人の任期中に判決がちゃんと確定して、原因が悪かつたから議会の人が取つて、そうして御本人が除名でなかつたということになるかもしれぬと思ひます。しかしながらもう一つこういう例があります。先般兵庫県の十日間の出席停止という懲罰に付した事件があります。そのときに裁判所が執行停止をやつたのです。そういういたしますと十日間というものはいろいろな手続をしている間にすぐ落んでしまふ、そういういたしますとくら議院内において懲罰いたしましたも、裁判所での執行停止の行政処分によりまして、これを押えて行くといふことになれば、今後はその執行停止という制限そのものによつて、そこに秩序を維持するところの懲罰規定というものは死文化してしまふ、こういう状態でございます。それからまたあちらこちらの議会におきましても、やはりそういうことが起きて来はせぬかという心配もありますので、われ／＼といいたしま

しては、裁判に不服があるわけじやない、裁判は十分にいたしたい、また判決を待つて、そうしてつづいて議員の資格を尊重され、また維持し、保持して行かれるといふことには不服はありません。懲罰動議が出て、懲罰に付して、同時にそれがつづいて合法的に議院内において決定したことを、裁判の判決を待たずに執行停止をして、その結果としてはその懲罰の効果というものが、無意味に帰するといふようなことは、私は制度としてもおもしろくないと思つております、今回の事件としても、はなはだ好ましくありません。とだと思ひます。また多数横暴といふような御説が出ましたが、これは少数の方面から仰せられれば、多数の人が数によつて決定して、いつも横暴横暴という言葉をわれ／＼聞きますけれども、しかしただいまの日本の政治といふものは数の政治でございます。議院内の運営は数によつて決定いたしますのでございますから、数といふものを無視することは絶対に私にはできないと思ひます。

○八百板委員 数というものが無視できないといふことはそれは常識である、判断力のある人たちの集まつた数の大勢が尊重せられるのであつて、単なるそのときの感情や何かに走つて、多数の力を濫用したといふような場合には、そういうようなものは適用にならないことと私は考えるのであります。が、そういう問題はしばらく別といたしまして、ともかく青森県の場合においては、一応その発言を自分も考えてその要求に応じて取消しをしたのでありますから、取消しの際の言葉ぶりか何か知りませんが、とにかく気に入らなかつたといふので、これを除名しておるのではありません、その関連記録などをごらんになりましてもわかりますように、地方議会のいわゆる秩序を維持するための行為としては行き過ぎがあつたといふことは、これはだれが見てもはつきりすることだろつと思つております。裁判所がそういうふうな事情を審査いたしましたして、執行停止の処置をされたといふことも、おそろくその辺の事情についての判断の結果であることは、常識上うなずけるところであります。そういうふうな行爲を参りますと、そういうふうな行爲そのものに不当なものがあるのではありません、あるいは不当でないかと疑われるものがある場合においては、形式的に首相の異議をもつて地方議会議員の資格を失効させるというふうな行き方は、地方の行政を円滑にやつて行く方法として適當でないのではないかと、こういうふうな考え方を私は持つておるのであります。そういう点については見解が相違するとおつしやられれば、それまででございますが、私はそういう際の処置として、総理の処置は決して適當なものではなかつたといふふうな考えたいのであります。なお兵庫県の例があげられておりますけれども、兵庫県の事情は私は詳しく聞いておりませんが、兵庫県の場合はとにかく十日間の出席停止という程度のものでありますから、問題もおのずから違つたところと想ふのであります。青森県の場合においては、議員そのものの除名といふふうなものと大きな問題でありますだけに、私はそういう点について、もつと慎重なる考慮が払われてよかつたのじやないかといふことを痛切

に感ずる次第であります。こういうふうな点について今後地方自治の運営の上で考慮し、そういう点を救済する法の改正の点等も考慮していただきたいと思つておりますが、そういう点について大臣の所見を伺つておる次第であります。

○岡野閣務大臣 この点につきまして、今後裁判所の介入ということに対して考慮し、同時にそれに対するいろいろの法の改正といふことも考えておる次第であります。ただ一言つけ加えておきたいと思ひますことは、自治庁といたしましては、この除名処分そのものが一体よかつたか悪かつたかといふことは、これは先ほども申し上げましたように、裁判所の公正なる判決にまかす、これには何ら異議ございませぬ。ただししかしこの除名処分ができたところの手続、すなわち県会がとりましたところの手続につきましては、これはしごく合法的である。それであるからその合法的な点について、われわれは内容についていいとか悪いとかいふことを、さしでがましく言及することはないと思ひます。もしお説のように、大した問題でもないことを除名したではないかといふことになりますと、それを自治庁に判断しろといふうなおぼしめしであるかないか存じませんが、私はそういうふうにとれるようにも存じますから、一応弁解するのでございますが、議会のただいまの制度としまして、数によつて決定したことを、これをもし多数横暴だと仰せられれば、そういう言葉も出ぬとは限りませんが、少くとも数によつて決定すべきことが議会の運営の方法でございます。これは常識でございます。合法的

であります。法律に書いてある通りであります。でありますからもし、その場合に四分の三の多数で決定したのだけれども、あの人の言つたことはそう大したことでないのだと自治庁で判断して、そうしてこうせいあせいといふことになりますと、これはいわゆる独裁主義に陥るわけですよ。と申しますことは、七割の賛成があり三割の反対がある。しかしながらその三割の人の言うことがほんとうだから、一番いいことだからこれが通るといふことになれば、もうこれは数で律する政治ではなくなつてしまつて、昔のヒトラーとかムソリーニのように、一人もしくは数人の人の判断によつて、独裁によつて決することになりますから、それは私のとらざるところです。やはり地方自治といふものはあくまでも法律によつて運営され、その法律によつて運営されている地方制度は、議会によつて運営されるかといへば、やはり議会の運営規則によつてやられる。それが合法的であると思ひます。そうしてそれが数によつて決定されて、こういうような結論になつた以上は、私は議会の秩序を保つ上においても、四分の三の多数をもつて除名された者は、一応除名せらるべきものだと思つております。

○八百板委員 自治体の秩序を維持するための議会の決定ではなくて、むしろそういうことによつて自治体の秩序が破壊せられる、こういう前提に立つておるのであります。そういう点で、大分見解の相違があるやうでありますから、またいずれあらためて次の機会にでも問題を取上げていただくことに

いたしまして、質問はこの程度にいたします。

○立花委員 一つだけ関連して聞いておきたい。岡野さんの答弁を聞いておきますと、議院が多数でできたことは、いかなることも裁判所の執行停止ができない。数の政治なのだから一旦数でできた以上はどんなことがきまつても、これはその決定の効力を停止することができないとおっしゃられているように聞えるのですが、そうなりますと、裁判所の執行停止の権限は、議院で決定したものに全部当てはめられないという方針なのかどうか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。一つだけ拾い上げてそうして言われると困るのです。これは懲罰の問題であります。同時に数と申しますけれども、数は合法的に多数であった。同時にいさ／＼それまでに至る手続は全部合法的であった、こう私は認めさせていただきます。

○立花委員 合法、非合法の問題は今問題になっておりません。あなたの言われるのは、数できまつたからそれを阻止されては困るということが根本的な理由なのです。懲罰であろうと何でもあらうと、数できめたものをひっくり返されては、議会の秩序が保てないとおっしゃるのですが、一般的にそう言われまますとこれは大問題だと思ふのです。懲罰問題だけに限定されるのか。ほかの問題は裁判所の異議申立てが出たら、これはお認めになるのか、その点をひとつ……。

○岡野國務大臣 ただいま問題になっておりますのは懲罰の問題でありません。

○立花委員 今問題になつてゐるだけのことを聞いておられません。あなたの答弁は一般的な答弁をなさつておられる。数できまつたのだから、その秩序をこわされては困るという一般的な答弁を言つておられる。懲罰問題だけをお取上げになればこれは具体的な問題なので、内容まで入らなければいけないと思ふのです。あなたの答弁自体が、これは数できまつたのだから、裁判所が干渉されては困る、秩序が保てないと言つておられるので、これは一般的な考え方として言つておられるのか、あるいは今度の場合だけが、どうしても裁判所の言うことが聞けないとおつしやつておられるのか、それをひとつ聞いておきたい。

○岡野國務大臣 あなたはとり方が実にひねくれておつてゐる。ただいま申し上げておることを全部お聞きになれば十分おわかりのことです。一体数々とおつしやり、多数横暴という言葉が出たが、とにかく議院内の懲罰規則によつて手続をとり、同時にそれが多数であった。ですから多数の者が議会の規則を十分尊重して、議院が合法的にやつたという例に、多数ということをやつたのであります。どうもあなたがそういうふうにとるならば、あなたと議論ができなくなるのです。

○立花委員 それはあなたの方がおかしいので、何をきめる場合でも懲罰の場合は懲罰の規則によつてやるでしようし、その他の問題でも議事規則によつてみなきめるので、規則に従つてきめないものはありません。多数できめたんだからというのがあるあなたの理由です。それで私どもは、地方の議會は形式的なルールにさえ従つておれば、何をきめても、裁判所の異議申立て、執行停止はできないということになりますので、これは重大問題だと思つてあなたに意見を求めたのです。結局これは非常にいいまな答弁しか得られないのですが、これ以上進めても押問答になりますからやめておきますが、もう一つ聞いておきたいのは、秩序という問題です。あなたは数で決定しさえすれば、それで秩序が保てると言つておられますが、私これはモツツ政治だと思ふ。ただ数だけできめるのは衆愚政治なので、モツツ政治なので、これは決して正しい民主主義ではないと思ふ。正しい民主主義、正しい秩序は理念がはつきりしておらなければなりません。何が正しいかということがはつきりいたしておりません。これは決して新しい正しい民主主義ではない。従つて正しいことがやられたかどうかの内容がありませんと、いくら形式的に数が多数でありまして、これは決して秩序は保てないと思ふ。秩序には内容があるはずで、正しいことか正しくないかがはつきりいたしませんと、この秩序というものは無意味である。それこそいわゆる多数の横暴である。現在自由党がやつてゐるようなのは、多分にそういうきらいがあるのですが、とにかく数だけで内容を正しくない、裁判所がそういうものに干渉されては困るというのですが、それは私は困ると思ふ。形式的に数できめることだけが正しいのではありませぬ。裁判所が法律に従つて執行停止をやることは、秩序を保つことになりま

す。議会のやることだけが秩序を保ち、裁判所のやることは秩序の破壊だといふことには私はならぬと思ふ。そういう点で秩序という問題は、内容が問題である。だから非常に間違つた秩序と、ほんとうの意味の正しい秩序があるのだといふことをお認めになるかどうか。間違つた考え方では国民を誤り、地方の住民を誤るような内容を持つた秩序、これは破壊されなければならぬ秩序なので、ほんとうに住民の言論を確保し、地方の自治を促進するという内容を持つた秩序こそ、ほんとうに守られなければならない秩序なので、それが裁判所が執行停止をした根本的な新しい秩序だと思ふ。青森の議會が守らうとしたとしており、またあなたが強調されようとする秩序は地方自治破壊の秩序なので、裁判所の出した線こそ、地方自治擴張の秩序だと思ふのです。そういう意味で秩序といふことをどうお考えになつておるか、ひとつお聞きしておきたい。

○岡野國務大臣 押問答になりましてまことに恐縮ですが、私の考えをいたしましては、議院内の秩序を保つためております。その議会規則の中に懲罰規則もできております。そして懲罰しなければとにかくその議會がぐあいが悪い、円満な審議ができないという意味において、除名処分をしたのです。そのやつた手続は全部合法的であつた。われ／＼はその通りに地方議會の意思を尊重してやろう、こういうことでありまます。あとはもういくら言つたつて方向が違ふのですから、押問答になりまますので……。

○金光委員長 ほかに御質疑はありますか。なければ地方公務員法の一部を改正する法律案につきましては、

一 応質疑を終了いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十分散会

〔参照〕
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕